

第 3 1 号議案

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

足立区道路占用料等徴収条例（昭和 2 8 年足立区条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「5, 4 8 0」を「6, 5 7 0」に、「8, 5 6 0」を「1 0, 2 0 0」に、「1 万 1, 6 0 0」を「1 3, 9 0 0」に、「3, 1 2 0」を「3, 7 4 0」に、「5, 0 4 0」を「6, 0 4 0」に、「6, 9 4 0」を「8, 3 2 0」に、「4 3 0」を「5 1 0」に、「5 7」を「6 8」に、「2 8」を「3 3」に、「4, 3 2 0」を「5, 1 8 0」に、「2, 8 8 0」を「3, 4 5 0」に、「8, 9 2 0」を「1 0, 7 0 0」に、「1 万 7, 0 0 0」を「2 0, 4 0 0」に、「7, 8 7 0」を「9, 4 4 0」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 4メートル未満のもの	長さ 1メートルにつき 1年	1 3 0
	外径が 0. 0 4メートル以上 0. 0 7メートル未満のもの		2 2 0
	外径が 0. 0 7メートル以上 0. 1メートル未満のもの		3 3 0
	外径が 0. 1メートル以上 0. 1 5メートル未満のもの		5 1 0

外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	680
外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	1,040
外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	1,400
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	2,410
外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの	3,450
外径が1メートル以上のもの	6,910

別表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「6,040」を「7,240」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「7,870」を「9,440」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「0.008」を「0.007」に、「1万1,300」を「10,400」に、「5,660」を「6,250」に、「6,850」を「8,220」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「祭礼、縁日等に」の次に「際し、」を加え、「170」を「200」に、「1万7,000」を「20,400」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「アーチ式のものを」「アーチ式であるもの」に、「1万7,000」を「20,400」に、「7,200」を「8,640」に改め、「祭礼・縁日等に」の次に「際し、」を加え、「170」を「200」に、「17万」を「204,000」に、「8万5,000」を「102,000」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場の項中「1万8

00」を「12,900」に、「3,490」を「4,170」に、「1万7,000」を「20,400」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設の項中「7,870」を「9,440」に改め、同表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項の次に次のように加える。

令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		

別表備考8及び9を次のように改める。

- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 9 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）

とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては100円）の合計額とする。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（提案理由）

固定資産税の評価替に伴い道路占用料を改定し、道路法施行令の改正に伴い占用物件に応急仮設建築物を追加するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。